

民生病院常任委員会

日 時 令和2年9月10日(木)午前10時から
場 所 全員協議会室

議 題

1 付託案件(7件)

- 議案第59号 令和2年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第60号 令和2年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
議案第61号 令和2年度射水市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第63号 令和2年度射水市病院事業会計補正予算(第2号)
議案第64号 射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第65号 射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第66号 射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

2 報告事項(8件)

- 七美コミュニティセンター整備計画について
(市民生活部 地域振興・文化課 資料1)
コミュニティバス等再編プランの策定について
(市民生活部 生活安全課 資料1)
新斎場使用料等(案)について
(市民生活部 環境課 資料1)
旧足洗老人福祉センター跡地における地中埋設物の処理について
(福祉保健部 地域福祉課 資料1)
射水市小杉ふれあいセンター跡地利活用事業に係る事業者公募の審査結果について
(福祉保健部 地域福祉課 資料2)
特別養護老人ホームの入所待機者の推移について
(福祉保健部 介護保険課 資料1)
地域型保育事業(事業所内保育事業)の開設について
(福祉保健部 子育て支援課 資料1)

令和元年度 病院事業会計決算見込みについて

(射水市民病院 経営管理課 資料 1)

3 その他

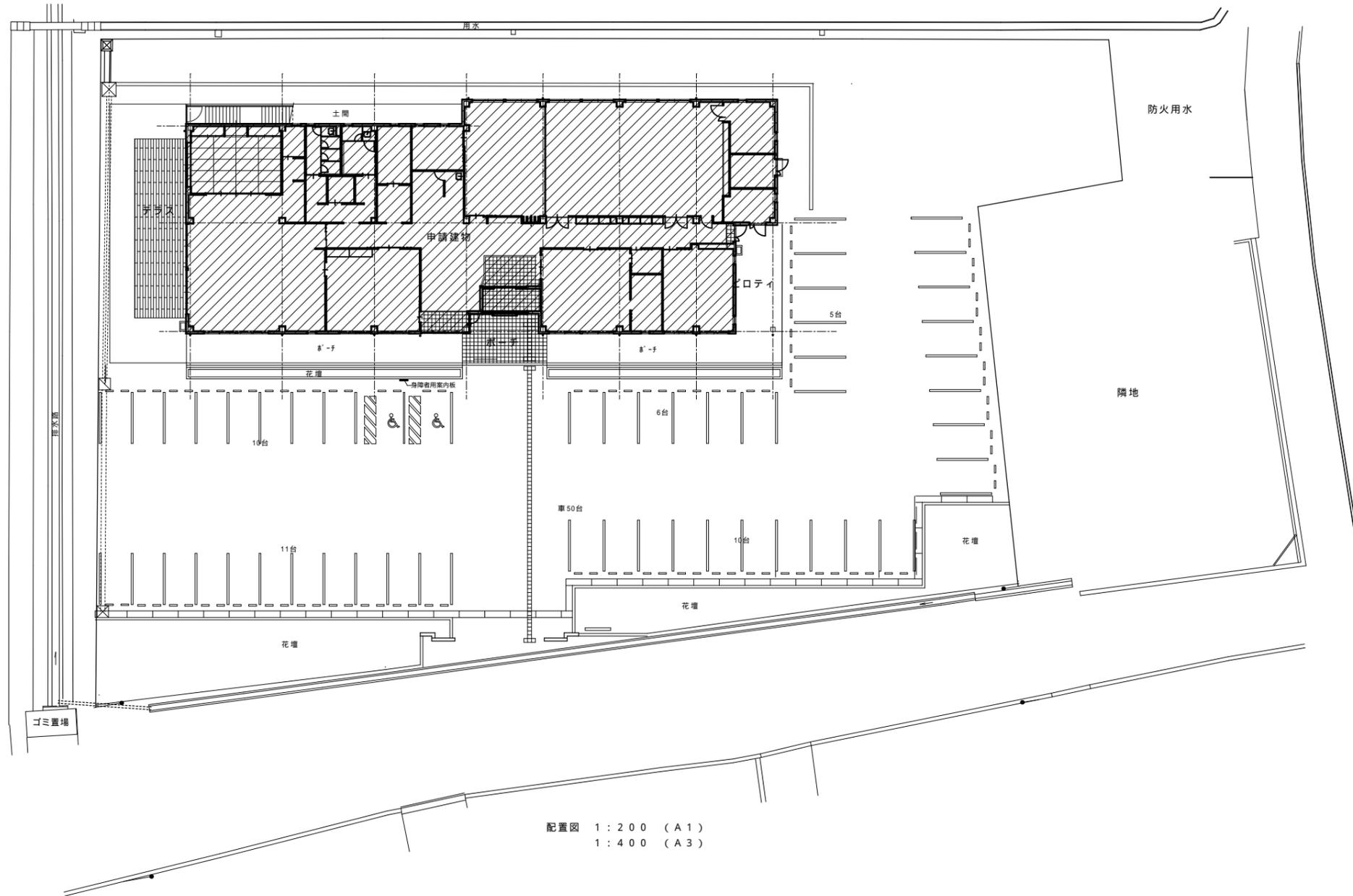
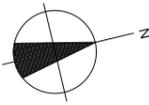
七美コミュニティセンター整備計画について

1 整備概要

- (1) 建設場所 射水市七美898、900、901番地
- (2) 敷地面積 3,493.21m²
- (3) 建物構造 鉄骨造2階建
- (4) 建築面積 870.34m²
- (5) 延床面積 929.49m²
- (6) 施設概要 研修室1・2・3、大会議室、和室、多目的ホール
調理実習室、事務室、トイレ、倉庫等

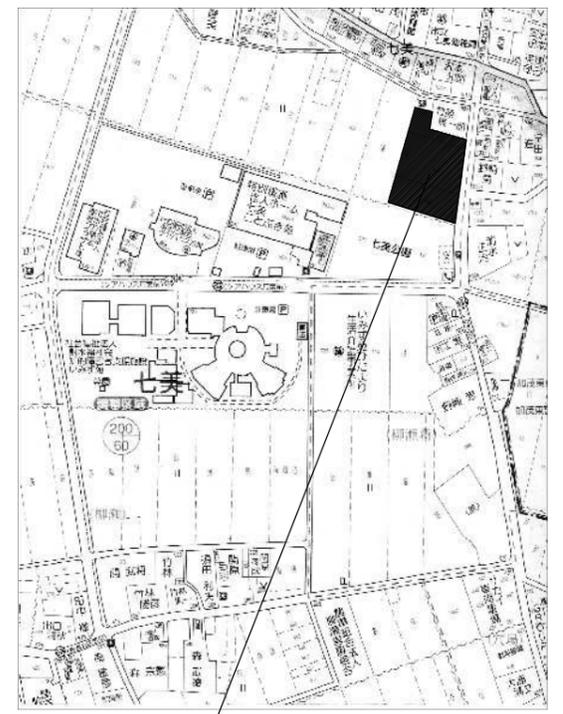
2 整備スケジュール(予定)

- | | | |
|------|-----|--|
| 令和2年 | 11月 | 建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事 入札・契約 (建築主体工事は仮契約) |
| | 12月 | 契約案件を12月定例会へ提出 議決後、建築主体工事を本契約 |
| 令和3年 | 1月 | 着工 |
| | 10月 | 完成 |
| | 11月 | 竣工式、供用開始 |



配置図 1:200 (A1)
1:400 (A3)

案内図



申請地
射水市七美898、900、901

註記事項.....
.....
.....



北野建築設計事務所
〒934-0027 富山県新湊市中新湊6-26 TEL・FAX (0766)84-2339

1級建築士事務所(知事)(9)432号
1級建築士登録 95951号
監理建築士 北野敏夫

工事名 射水市七美コミュニティセンター新築工事 日付 _____ 縮尺 _____
図面名称 配置図・案内図 詳査 _____ 担当 _____ NO _____



1階平面図 1:100 (A1)
1:200 (A3)

| | |
|-------|-----------|
| 敷地面積 | 3,493.21㎡ |
| 建築面積 | 870.34㎡ |
| 1階床面積 | 758.61㎡ |
| 2階床面積 | 170.88㎡ |
| 計 | 929.49㎡ |

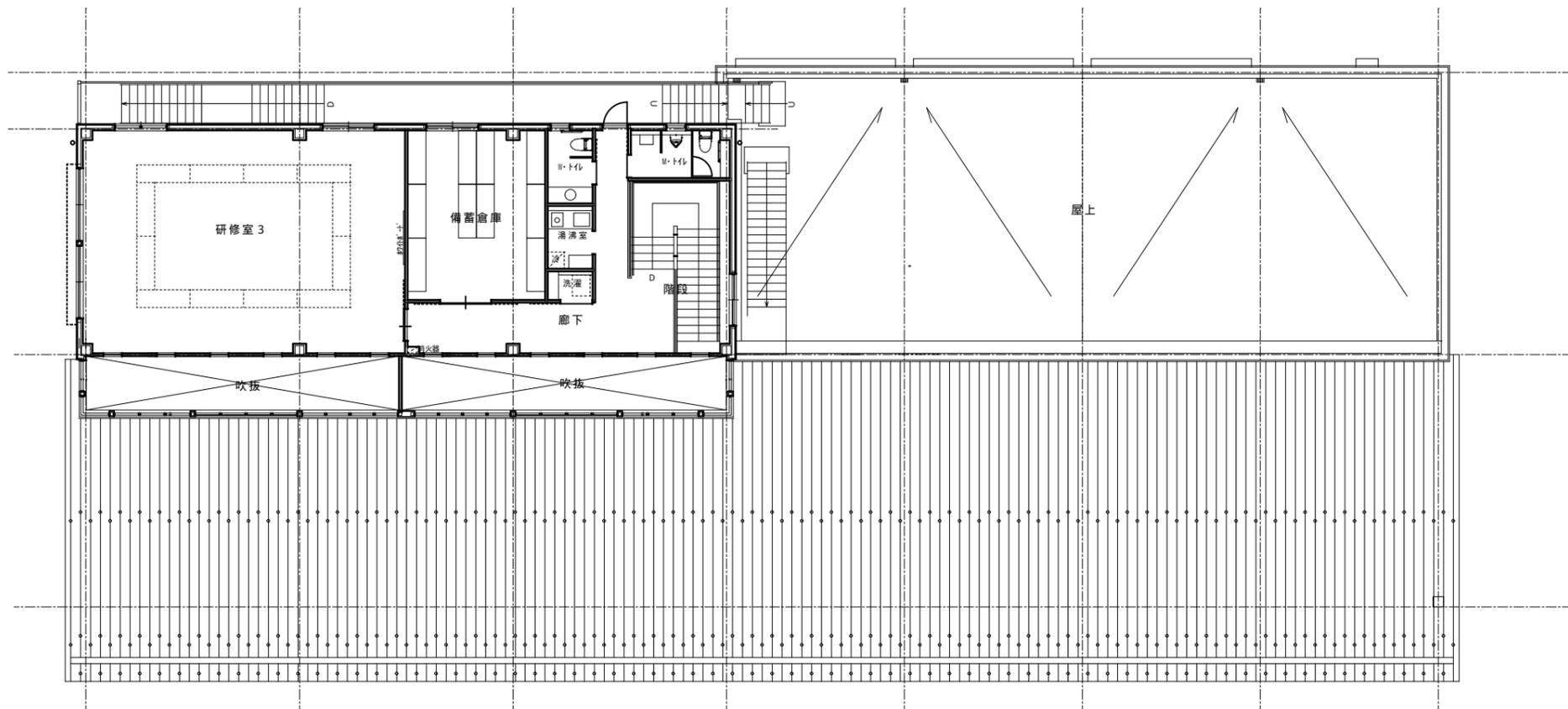
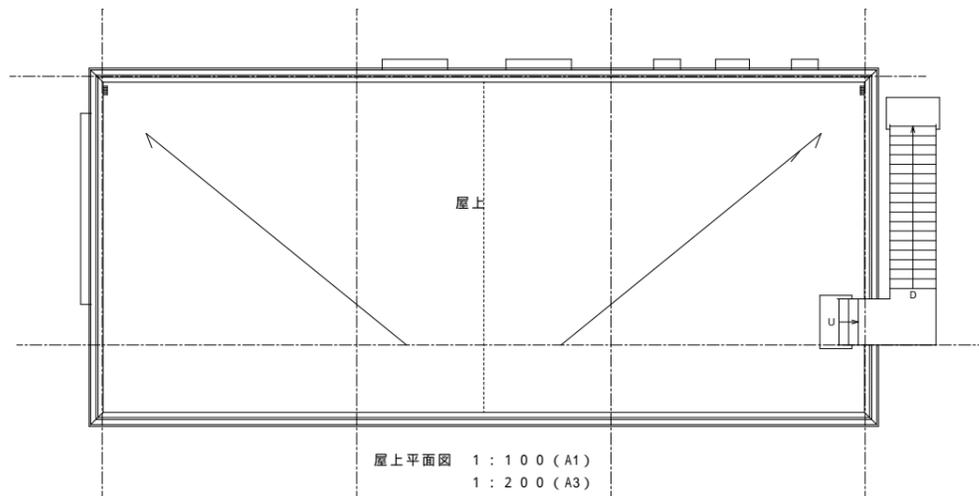
1. 建築士事務所 (知事) (9) 432号
 2. 建築士登録 95951号
 3. 監理建築士 北野敏夫



北野建築設計事務所
 〒934-0027 富山県新湊市中新湊6-26 TEL・FAX (0766)84-2339

1級建築士事務所 (知事) (9) 432号
 1級建築士登録 95951号
 監理建築士 北野敏夫

工事名 射水市七美コミュニティセンター新築工事 日付 縮尺
 図面名称 1階平面図 詳査 担当 NO



2階平面図 1 : 1 0 0 (A1)
1 : 2 0 0 (A3)

註記事項.....
.....
.....



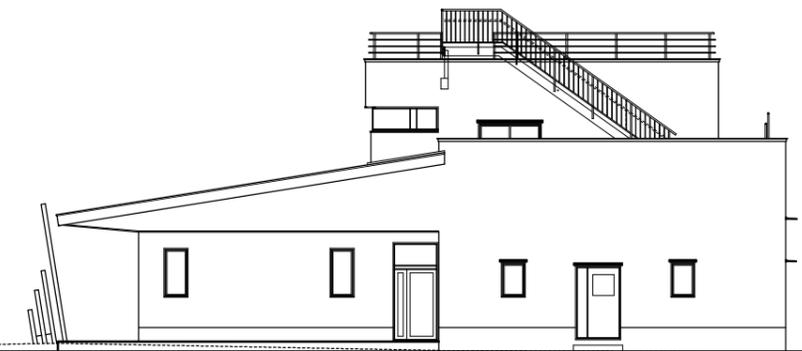
北野建築設計事務所
〒934-0027 富山県新湊市中新湊6-26 TEL・FAX (0766)84-2339

1級建築士事務所(知事)(9)432号
1級建築士登録 95951号
監理建築士 北野敏夫

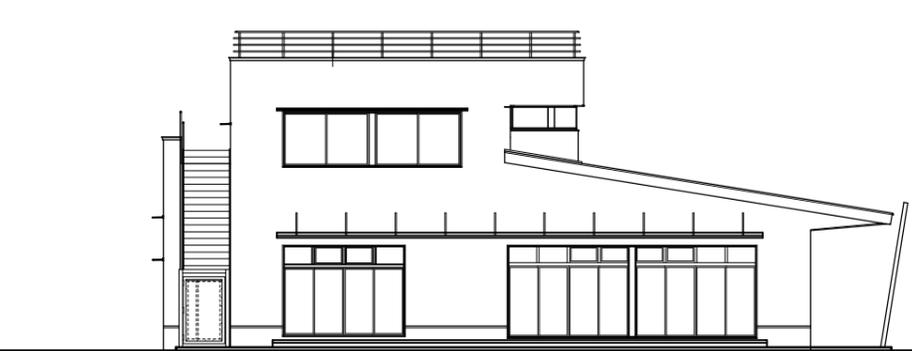
工事名 射水市七美コミュニティセンター新築工事 日付 _____ 縮尺 _____
図面名称 2階平面図・屋上平面図 詳査 _____ 担当 _____



東側立面図 1:100 (A1)
1:200 (A3)



北側立面図 1:100 (A1)
1:200 (A3)



南側立面図 1:100 (A1)
1:200 (A3)



西側立面図 1:100 (A1)
1:200 (A3)

註記事項
.....
.....
.....



北野建築設計事務所
〒934-0027 富山県新湊市新湊6-26 TEL・FAX (0766)84-2339

1級建築士事務所(知事)(9)432号
1級建築士登録 95951号
監理建築士 北野敏夫

| | | | |
|------|---------------------|----|----|
| 工事名 | 射水市七美コミュニティセンター新築工事 | 日付 | 縮尺 |
| 図面名称 | 立面図 | 詳査 | 担当 |

NO

コミュニティバス等再編プランの策定について

1 趣旨

本市では、平成19年度から市全域を網羅するコミュニティバスの本格運行を開始したが、平成23年度から大門・大島地区では利用者の少ないコミュニティバスに替えてデマンドタクシーを導入した。平成28年度には新庁舎の完成に併せて新規路線（⑩中央幹線）を追加するなど、利便性の向上に取り組んできた。

社会経済情勢の変化や今後のまちづくりの方向性等を見据え、抜本的に路線を見直す必要があり、射水市地域公共交通網形成計画に基づく重点実施プロジェクト「公共交通ネットワーク再構築プロジェクト」として、効率的で利便性の高い持続可能な公共交通網の構築などを目的に、コミュニティバス等再編プランを策定するもの。

2 再編の方針（案）

(1) コミュニティバス等の課題

- ① 社会経済情勢の変化を受け、需要や目的に応じた柔軟な路線網の構築が必要である。
- ② 長大路線や重複路線、利用者の少ない路線の解消が必要となっている。
- ③ 運転手不足の深刻化に伴い運行経費が増加し、持続性の確保に影響がある。

(2) 再編に向けた考え方

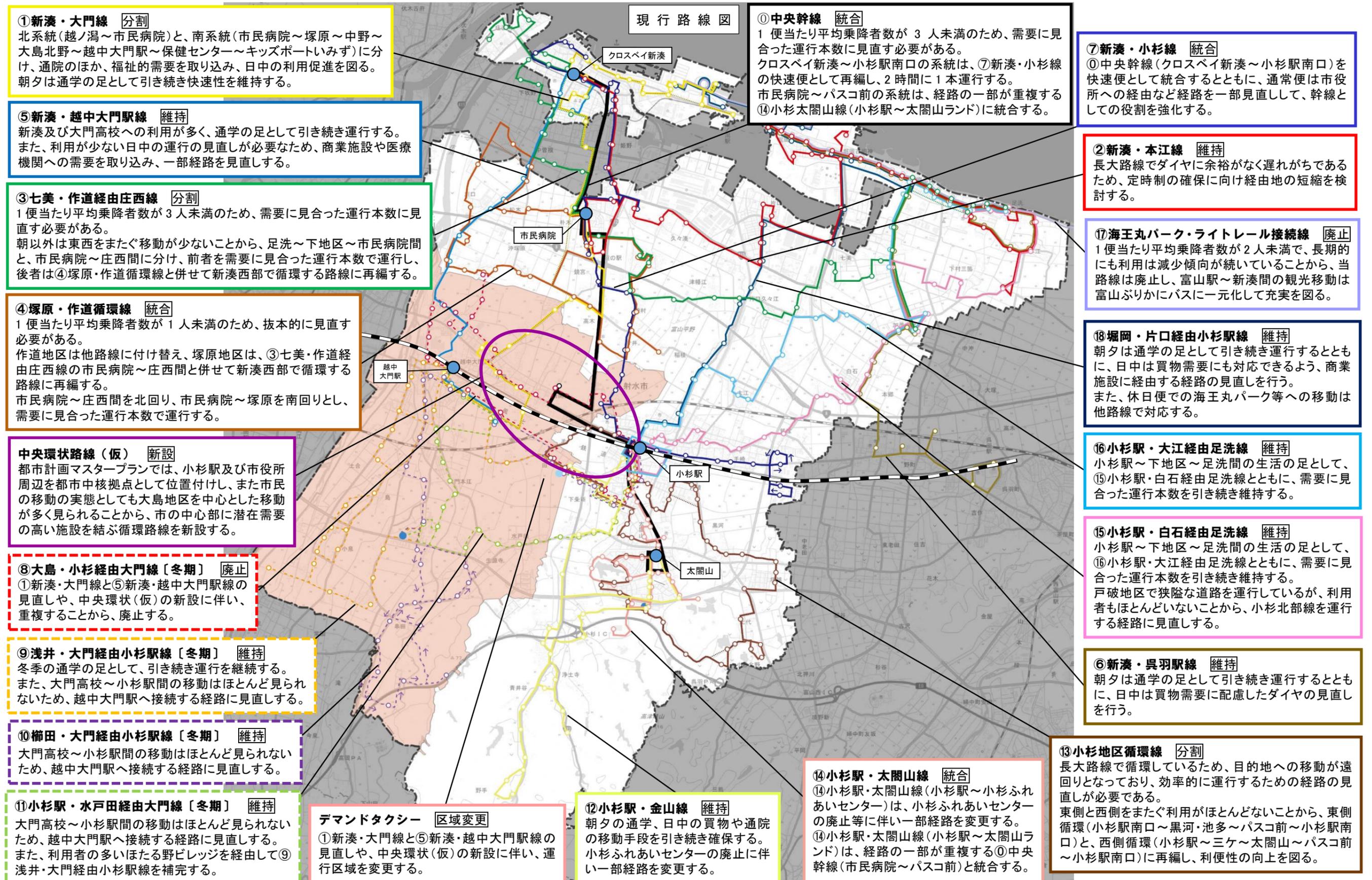
- ① 路線の機能や需要に応じた運行本数の最適化や、民間路線との役割分担
- ② まちづくりの方向性等を踏まえた路線の新設と運行エリアの見直し
- ③ 路線分割による所要時間の短縮や、路線統合による重複路線の解消
- ④ 新たな需要を取り込んだ効果的な運行や、目的に応じた柔軟な経路設定
- ⑤ 乗継の利便性向上を図るダイヤの見直し
- ⑥ 料金の適正化や運行経費の抑制に向けた検討

3 今後のスケジュール（案）

| | |
|-------------|--|
| 令和 2年 8月 5日 | 第1回射水市地域公共交通活性化協議会開催 |
| 9月 | 市議会定例会にて再編プラン（骨子案）について説明 |
| 10月～11月 | 事業者協議・地元説明 |
| 11月 | 第2回射水市地域公共交通活性化協議会開催 |
| 12月 | 市議会定例会にて再編プラン（素案）について説明 |
| 令和 3年 2月 | 第3回射水市地域公共交通活性化協議会開催 |
| 3月 | 市議会定例会にて再編プラン（案）について説明 再編プランを策定し、令和3年度以降に順次実施 |

4 再編プラン（骨子案）

(1) 再編の方向性



(2) コミュニティバスの運用体制

| | 現行 | | | 再編案 | | | |
|-------------|-------------|------------------------------|-----------------------|--------------------|------------------------------|-------------|-------|
| | 路線 (19 路線) | 運行本数 | 運用車両数 | 路線 (17 路線) | 運行本数 | 運用車両数 | |
| 通 年 | ① | 中央幹線 (クロスバイ新湊～小杉駅南口) | 1 時間に 1 本 | 1 | (⑦新湊・小杉線の快速便として再編) | | |
| | | 中央幹線 (市民病院～パスコ前) | 1 時間に 1 本 | 1 | (⑭小杉駅・太閤山線 (小杉駅～太閤山ランド) と統合) | | |
| | ① | 新湊・大門線 | 1 時間に 1 本 | 2 | 越ノ潟～市民病院 | 1 時間に 1 本 | 1 |
| | | | | | 市民病院～キッズポートいみず | 1～2 時間に 1 本 | 1 |
| | ② | 新湊・本江線 | 1 時間に 1 本 | 2 | 新湊・本江線 | 1 時間に 1 本 | 2 |
| | ③ | 七美・作道經由庄西線 | 1 時間に 1 本 | 2 | 足洗潟公園口～市民病院 | 1～2 時間に 1 本 | 2 |
| | ④ | 塚原・作道循環線 | 1 時間に 1 本 | 1 | 市民病院～庄西 | 1～2 時間に 1 本 | |
| | | | | | 市民病院～塚原～アプリオ | 1～2 時間に 1 本 | |
| | ⑤ | 新湊・越中大門線 | 1～2 時間に 1 本 | 1 | 新湊・越中大門線 | 1～2 時間に 1 本 | 1 |
| | ⑥ | 新湊・呉羽駅線 | 2 時間に 1 本 | 1 | 新湊・呉羽駅線 | 2 時間に 1 本 | 1 |
| | ⑦ | 新湊・小杉線 | 1 時間に 1 本 | 2 | 新湊・小杉線 | 1 時間に 1 本 | 2 |
| | | | | | 新湊小杉線 (快速便) | 2 時間に 1 本 | 0.5 |
| | ⑫ | 小杉駅・金山線 | 3 時間に 1 本 | 1 | 小杉駅・金山線 | 3 時間に 1 本 | 1 |
| | ⑬ | 小杉地区循環線 | 2 時間に 1 本 | 1 | 小杉東部循環 | 2 時間に 1 本 | 1 |
| | | | | | 小杉西部循環 | 2 時間に 1 本 | 0.5 |
| | ⑭ | 小杉駅・太閤山線 (小杉駅～小杉ふれあいセンター) | 1 時間に 1 本 | 1 | 小杉駅・太閤山線 | 1 時間に 1 本 | 1 |
| | | 小杉駅・太閤山線 (小杉駅～太閤山ランド) | 1 時間に 1 本 | 1 | 市民病院～太閤山ランド | 1 時間に 1 本 | 1 |
| | ⑮ | 小杉駅・白石經由足洗線 | 2～3 時間に 1 本 | 1 | 小杉駅・白石經由足洗線 | 2～3 時間に 1 本 | 1 |
| | ⑯ | 小杉駅・大江經由足洗線 | 2～3 時間に 1 本 | | 小杉駅・大江經由足洗線 | 2～3 時間に 1 本 | |
| ⑰ | 堀岡・片口經由小杉駅線 | 1 時間に 1 本 | 1～2 | 堀岡・片口經由小杉駅線 | 1 時間に 1 本 | 1～2 | |
| | | | | 中央環状 (仮) | 1 時間に 1 本 | 1 | |
| | 計 | | | 19～20 | 計 | | 18～19 |
| 冬 期 | ⑧ | 大島・小杉經由大門線 | 行き 1 本、帰り 2 本 | (通常便の他路線へ統合) | | | |
| | ⑨ | 浅井・大門經由小杉駅線 | 行き 1 本、帰り 2 本 | 浅井～大門～越中大門駅 | 行き 1 本、帰り 2 本 | | |
| | ⑩ | 榎田・大門經由小杉駅線 | 行き 1 本、帰り 2 本 | 榎田～大門～越中大門駅 | 行き 1 本、帰り 2 本 | | |
| | ⑪ | 小杉駅・水戸田經由大門線 | 行き 1 本、帰り 2 本 | 水戸田～浅井～越中大門駅 | 行き 1 本、帰り 2 本 | | |
| 休 日 み | ⑰ | 海王丸パーク・ライトレール接続線 | 土・日・祝日のみ 2 時間に 1 本 | (富山ぶりにかにバスに一元化し充実) | | | |

新斎場使用料等（案）について

1 趣旨

現在建設中の新斎場が令和3年4月1日に供用開始する予定であることから、火葬及び新たに設ける待合室の使用料案について報告する。

この使用料案の検討に当たっては、本市「使用料・手数料の適正化に関する基本方針」に基づき行っている。

今後については、新たな使用料を定める条例改正議案を12月議会に上程する予定である。

2 使用料（案）

(1) 斎場使用料（火葬1体当たり）

- ・ 現在の使用料

12歳以上 市内 2,500円 市外45,000円

12歳未満 市内 1,500円 市外30,000円

- ・ 新使用料

12歳以上 市内25,000円 市外75,000円

12歳未満 市内15,000円 市外45,000円

(2) 待合室使用料（1室当たり、2時間以内）

- ・ 市内8,800円 市外26,400円

3 県内の斎場使用料等の状況

（単位：円）

| 富山市及び 呉西6市他 (R2.8.1現在) | 斎場使用料 12歳以上(1体) | | 待合室使用料 (1室当たり、2時間以内) | | 市外料金 の比率 |
|------------------------------|--------------------|--------|-------------------------|--------|-------------|
| | 市内 | 市外 | 市内 | 市外 | |
| 射水市(新) | 25,000 | 75,000 | 8,800 | 26,400 | 3倍 |
| 射水市(旧) | 2,500 | 45,000 | — | — | 18倍 |
| 富山市 | 10,000 | 35,000 | — | — | 3.5倍 |
| 高岡市 | 15,000 | 60,000 | 5,230 | 20,950 | 4倍 |
| 氷見市 | 15,000 | 45,000 | 5,000 | 15,000 | 3倍 |
| 砺波市 | 15,000 | 45,000 | — | — | 3倍 |
| 小矢部市 | 15,000 | 45,000 | 5,340 | 16,020 | 3倍 |
| 南砺市 | 25,000 | 75,000 | 3,300 | 9,900 | 3倍 |
| 上市町 | 30,000 | 40,000 | — | — | 1.3倍 |

4 スケジュール

| | | |
|------|------|--------------|
| 令和2年 | 12月 | 斎場条例の改正議案を提出 |
| 令和3年 | 1月 | 斎場竣工 |
| | 2～3月 | 移行期間（準備期間） |
| | 4月 | 斎場供用開始 |

旧足洗老人福祉センター跡地における地中埋設物の処理について

1 概要

旧足洗老人福祉センター跡地の買受人である社会福祉法人喜寿会が温泉施設新築工事に着工したところ、地中埋設物（鉋さいやコンクリートがらなど）が発見された。現状では、杭工事及び土工事に支障をきたすことから、産業廃棄物の撤去・処分が必要であり、その費用について、当該敷地の売渡人である本市の瑕疵担保責任（改正前民法第570条）として、負担するもの。

2 補正予算額

83,000千円（喜寿会への賠償金として支出）

今後、地中埋設物の処分量が現段階の見込みより増減することが想定されることから、負担金額が確定した段階で精算を行うとともに、地方自治法第96条第1項第13号に規定する議決事件（損害賠償額の決定）として、議案提出を行う。

3 経過

| | |
|-----------------|--|
| 【平成30年度】 | |
| 10月25日 | 社会福祉法人喜寿会と射水市足洗老人福祉センター跡地及び温泉資源活用事業に係る基本協定を締結 |
| 平成31年3月 | 市議会3月定例会に「射水市老人福祉センター条例の廃止について」の議案を上程、可決 3月31日をもって施設を廃止 |
| 【令和元年度（平成31年度）】 | |
| 4月1日 | 本市と喜寿会とで物件（センター跡地、温泉敷地及び温泉供給設備）売買契約を締結 |
| 5月9日～ 10月24日 | 旧足洗老人福祉センター解体工事 |
| 令和2年 2月18日 | 喜寿会から本市へ物件売買代金の支払い完了後、本物件の所有権を市から喜寿会へ移転 |
| 【令和2年度】 | |
| 6月5日 | 喜寿会が温泉施設新築工事着工 |

射水市小杉ふれあいセンター跡地利活用事業に係る事業者公募 の審査結果について

1 審査委員会の設置

事業者選定に当たり、公正かつ公平に審査を行うため、射水市小杉ふれあいセンター跡地利活用事業に係る事業者公募審査委員会を設置した。

2 公募の条件

- ・ 地域住民等が利用できる交流スペース（災害時の避難場所を兼ねる）を設置する提案であること。
- ・ 現在の利用者を含む多様な世代の交流・憩いの場としての機能を提案していること。
- ・ 最低売却価格17,000円/m²を下回った金額を提案していないこと。（売却面積約7,200m²）

3 応募事業者数

1者

4 最優秀提案者

社会福祉法人小杉福祉会（理事長 山崎 隆一、射水市池多822番地）

5 最優秀提案者の提案概要

(1) コンセプト

「老若男女集うテーマパーク・楽しく生きる」

高齢者、障がい者、子ども、そして地域の方々が集い、笑いあい、支えあい、学びあう「安全」「安心」「笑顔」の地域づくりを目指す。

(2) 事業概要

| | |
|---|---|
| ア | 保育所事業 |
| イ | サービス付き高齢者住宅事業 |
| ウ | リハビリ特化型デイサービス事業 |
| エ | 障害者就労継続支援B型 |
| オ | カフェ・フィットネス・浴場事業 |
| カ | 地域貢献 |
| | <ul style="list-style-type: none">・ 老若男女が利用できる浴場やカフェ、フィットネスに加え、コミュニティスペースは近隣地域の各種会合やサークル活動などに活用できる場として地域住民に開放するとともに、災害時の避難所としての機能も担う。・ 地域の七夕祭りなどのイベント時には駐車場を開放する。法人が地域とともに開催できる催しを地域の方々と検討していく。・ ボランティア（有償）の募集時はサ高住の入居者や地域の人材を積極的に活用する。 |

- ・ 地域の方々がいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活できるよう、総合的にサポートするための相談窓口を設置する。
- ・ 老若男女、健常者、障がい者の誰もが笑顔になれる施設となるよう、地域の方々と一緒に取り組み、地域の活性化に貢献していく。

上記は、最優秀提案者による提案内容の概要であり、今後の協議により変更になる可能性がある。

(3) 提案価格

17,000円/m²

6 審査の経過

(1) 第1次審査〔令和2年7月3日(金)〕

| | |
|----|--|
| 概要 | <p>応募者から提出された書類について過不足がないか、また提案内容が公募の条件を満たしているかを審査し、合否採決を行った。</p> <p>また、2次審査における最低基準点について、委員の持点の合計点数(100点×6名=600点)の1/2となる300点以上とする旨決定した。</p> |
| 結果 | <p>応募事業者1者を合格とし、第1次審査通過者として選定した。</p> |

(2) 第2次審査〔令和2年7月29日(水)〕

| | |
|----|---|
| 概要 | <p>第1次審査通過者によるプレゼンテーション及びヒアリングにより審査を行った。6名の委員は、それぞれ100点を満点として採点を実施した。</p> |
| 結果 | <p>社会福祉法人小杉福祉会の得点は446点で、最低基準点を上回ったことを踏まえ、採決の結果、同事業者を最優秀提案者として選定した。</p> |

(3) 審査委員会の講評

社会福祉法人小杉福祉会の提案は、同一敷地内にサービス付き高齢者住宅(サ高住)と保育所を設置し、サ高住部分にはコミュニティスペースを設け、カフェやフィットネスジム、浴場などの機能を備え、老若男女、障がいの有無を問わず、誰もが集うことができる地域に開かれた複合施設として、事業展開しようとするものである。

これまで高齢者介護事業と保育事業を展開してきた同法人は、今後法人が取り組むべきは「誰もが笑顔になれる居場所づくりである。」との考えのもと、今回提案のあった施設を地域活性化の拠点として位置付けており、地域とともに地域貢献に意欲的に取り組もうとしている点について高く評価をした。

以上から、社会福祉法人小杉福祉会が最優秀提案者としてふさわしいと評価したものである。

7 今後のスケジュール（案）

| 項 目 | 予定時期 |
|-------------------------------------|-----------|
| 優先交渉権者の決定・基本協定の締結 | 令和2年10月上旬 |
| 市議会3月定例会（射水小杉ふれあいセンター条例の廃止に係る議案の提出） | 令和3年3月 |
| 小杉ふれあいセンター閉館 | 令和3年3月31日 |
| 売買仮契約の締結 | 令和3年4月上旬 |
| 売買契約の締結 | 令和3年6月下旬 |
| 解体工事 | ～令和3年12月末 |
| 物件の引渡し | 令和4年1月以降 |

社会福祉法人小杉福祉会は、新たに整備する施設について、令和5年度中のオープンを目指す意向である。

【参考】審査委員（敬称略）

| 区 分 | 氏 名 | 所属・役職等 |
|------|---------|-----------------------|
| 委員長 | 中 村 和 之 | 富山大学副学長、経済学部教授 |
| 副委員長 | 佐 伯 孝 | 富山県立大学工学部環境・社会基盤工学科講師 |
| 委 員 | 春 山 和 則 | 中小企業診断士 |
| 委 員 | 四 辻 美奈子 | 射水市老人クラブ連合会理事 |
| 委 員 | 砂 田 亜由美 | 射水市児童クラブ連合会理事 |
| 委 員 | 高 島 秀五郎 | 南太閤山地域振興会会長 |

特別養護老人ホームの入所待機者の推移について

待機者の状況

| | 令和2年 4月 | 平成31年 4月 |
|---------------------|------------|-------------|
| 射水市内希望者 | 266人 | 286人 |
| 介護施設以外 | 202人 | 207人 |
| 自宅 | 141人 | 132人 |
| 一般病院 | 36人 | 45人 |
| サービス付き高齢者向け住宅 | 10人 | 13人 |
| 有料老人ホーム、軽費老人ホーム、その他 | 15人 | 17人 |
| 他の特別養護老人ホーム | 0人 | 7人 |
| 介護老人保健施設 | 28人 | 31人 |
| 介護医療院・介護療養型医療施設 | 9人 | 10人 |
| グループホーム | 27人 | 31人 |
| 不明 | 0人 | 0人 |

| H31.4.1現在自宅待機者の R2.3.31現在での移動状況 | |
|------------------------------------|------|
| 特別養護老人ホーム | 41人 |
| 自宅 | 44人 |
| ショート等利用 | 25人 |
| デイサービス、ホームヘルプ等利用 | 13人 |
| 小規模多機能型利用 | 6人 |
| 介護老人保健施設 | 5人 |
| 介護医療院・介護療養型医療施設 | 1人 |
| グループホーム | 4人 |
| その他 | 11人 |
| 死亡・転出 | 26人 |
| 合計 | 132人 |

| 特別養護老人ホーム 入所者の要介護度 | |
|-----------------------|-----|
| 要介護度 | 人数 |
| 要介護1 | — |
| 要介護2 | — |
| 要介護3 | 11人 |
| 要介護4 | 25人 |
| 要介護5 | 5人 |
| 計 | 41人 |

↓

| 特別養護老人ホーム 入所までの待機期間 | |
|------------------------|-----|
| 1年以内 | 24人 |
| 2年以内 | 12人 |
| 3年以内 | 1人 |
| 3年以上 | 4人 |
| 計 | 41人 |

参考

| | | |
|--------------|------|------|
| 市民以外の市内特養希望者 | 181人 | 169人 |
|--------------|------|------|

※ 入所の対象となる者は、要介護3から要介護5までの要介護者及び要介護1又は要介護2の要介護者のうち、その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者とする。

(富山県特別養護老人ホーム入所指針より)

地域型保育事業(事業所内保育事業)の開設について

- 1 施設の名称 事業所内保育施設「木の子ハウス」
- 2 所在地 射水市下若89番地10
(医療法人真生会 真生会富山病院 敷地内)
- 3 事業開始日 令和2年10月1日
- 4 託児室面積 0、1歳児室 55.7㎡
保育室 49.5㎡
その他、事務室、トイレ、給湯室
- 5 定員 30名(従業員枠23名+地域枠7名)
(従業員の子ども+地域の保育を必要とする子ども)
- 6 対象児 3歳未満児
- 7 開園時間 午前7時30分から午後8時30分まで(月~土)
- 8 保育料 従業員枠 市基準額を上限として、事業主が設定
地域枠 市基準額を適用

地域型保育事業とは

平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」の中で、保育ニーズの高い0歳から2歳児への対応を目的として設けられた小規模の保育事業



令和元年度 病院事業会計決算見込みについて

1 概況

市民病院は、射水市の中核病院として急性期医療から在宅医療まで良質で高度な幅広い医療を提供するための病院運営に努めています。

令和元年度は、継続して施設基準の見直しや患者確保に努めるなど目標を掲げて経営改善に取り組んだ結果、前年度と比べ入院・外来ともに収益、患者数が増加となりましたが、冬季間において、温暖な気候となったことで重篤患者が少なかったことや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により患者が減少したことで例年に比べ収益が減少となりました。加えて、減価償却費や資産除却に係る費用の増加もあり、当年度純損失は324,300千円となる見込みです。

2 利用患者数

| 項 目 | 令和元年度 | 平成30年度 | 対前年度比較 |
|------------|---------|---------|--------|
| 入院患者数(延人数) | 49,416人 | 48,589人 | 827人 |
| 〃(実人数) | 1,783人 | 1,860人 | △77人 |
| 外来患者数(延人数) | 92,752人 | 91,877人 | 875人 |
| 〃(実人数) | 16,183人 | 16,087人 | 96人 |

3 財務諸表

(1) 損益計算書

(単位：千円)

| 科 目 | 令和元年度 | 平成30年度 | 対前年度比較 | 科 目 | 令和元年度 | 平成30年度 | 対前年度比較 |
|--------|-----------|-----------|--------|--------|-----------|-----------|--------|
| 病院事業収益 | 3,478,696 | 3,394,499 | 84,197 | 病院事業費用 | 3,802,996 | 3,793,446 | 9,550 |
| 医業収益 | 3,111,615 | 3,030,936 | 80,679 | 医業費用 | 3,617,220 | 3,620,362 | △3,142 |
| 医業外収益 | 367,081 | 363,563 | 3,518 | 医業外費用 | 185,776 | 173,084 | 12,692 |
| 特別利益 | 0 | 0 | 0 | 特別損失 | 0 | 0 | 0 |

当年度純損失 324,300千円

(2) 貸借対照表

(単位：千円)

| 科 目 | 令和元年度 | 平成30年度 | 対前年度比較 | 科 目 | 令和元年度 | 平成30年度 | 対前年度比較 |
|------|-----------|-----------|----------|------|------------|------------|----------|
| 資産計 | 6,207,961 | 6,442,248 | △234,287 | 負債計 | 7,253,136 | 7,435,699 | △182,563 |
| 固定資産 | 5,705,279 | 5,908,575 | △203,296 | 固定負債 | 5,578,037 | 5,856,411 | △278,374 |
| | | | | 流動負債 | 1,175,154 | 1,056,092 | 119,062 |
| | | | | 繰延収益 | 499,945 | 523,196 | △23,251 |
| 流動資産 | 502,682 | 533,673 | △30,991 | 資本計 | △1,045,175 | △993,451 | △51,724 |
| | | | | 資本金 | 3,992,034 | 3,719,458 | 272,576 |
| | | | | 剰余金 | △5,037,209 | △4,712,909 | △324,300 |

(3) 欠損金処理

当年度未処理欠損金5,037,209千円は、繰越欠損金として翌年度に繰り越す。

4 資金不足比率

6.6%